解散公告

当社は、平成二十二年七月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

鹿児島県鹿児島市伊敷一丁目一三番一一号

ゼネラルファイナンシャルアドバイザリー合同会社　代表清算人　奥村　佳史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

札幌市白石区平和通三丁目北三番一

特定非営利活動法人もったいネット

清算人　常盤野晴子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月二十四日開催の総会の決議により、平成二十二年七月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

東京都台東区上野三丁目一九番四号清水ビル三階

社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会

代表清算人　椎原　芳郎

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

東京都中央区日本橋兜町二二番六号

財団法人水資源協会

代表清算人　近藤　徹

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

石川県七尾市府中町九二番地

七尾鹿島飲食業協同組合

代表清算人　原　新一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

山口県長門市東深川一〇六四―三

特定非営利活動法人長門大津おやこ劇場

代表清算人　岩藤　睦子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年六月一日、高知県知事の認可により解散し清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

高知県香美市土佐山田町神通寺三六三番地

清算法人物部川右岸土地改良区

代表清算人　岡田　稔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

福岡県遠賀郡岡垣町南高陽六番一一号

特定非営利活動法人コラボおかがき

代表清算人　小向井波吉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十四日開催の総会の決議により平成二十二年五月二十四日をもって解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

佐賀県佐賀市城内一丁目六番一〇号

社団法人佐賀県情報通信基盤整備協会

清算人　平山　耕三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年六月十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

千葉市中央区中央四丁目一四番一〇号

特定非営利活動法人千葉県健康食品等協議会

清算人　早川　恒雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年五月十七日開催の臨時総会の議決を経て、同年六月十五日に経済産業大臣の許可を受け、同年六月三十日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

東京都荒川区西尾久七丁目六一番一一号

社団法人日本婚礼写真協会

代表清算人　柏﨑　育造

解散公告（第二回）

当法人は平成二十二年五月二十五日開催の通常総会の決議により平成二十二年六月二十五日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

静岡市葵区川合三丁目二四番一号

社団法人静岡県立静岡東高等学校後援会

代表清算人　太田　恭司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年六月十日開催の組合員総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬二三八九番地の二

農事組合法人ラビーム農園

清算人　玉置　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

東京都新宿区下落合三丁目二番五号

財団法人日本通信美術学園

代表清算人　安藤　泰雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

京都市右京区花園宮ノ上町四五番地

特定非営利活動法人ＰＥＡＣＥ　ＯＮ

代表清算人　相澤　恭行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年六月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二十日

大阪市鶴見区浜三丁目八番四八号

特定非営利活動法人歩の会

清算人　東堤　正治